

## 袖ヶ浦市農畜産物直売所

### 1 指定管理者が管理を行う施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市農畜産物直売所

袖ヶ浦市飯富1635番地1

#### (2) 設置目的

身近な消費者に地域で生産される新鮮で安全な農畜産物を提供し「地産地消」を促すとともに、農家経営の安定的発展と地域農業の振興を図ることを目的とする。

#### (3) 指定管理者が行う業務内容

ア 農畜産物直売所の利用の許可に関する業務

イ 農畜産物直売所の利用料金の収納に関する業務

ウ 農畜産物直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 農畜産物の販売及び計画的な生産指導に関する業務

オ 上記に掲げるもののほか、袖ヶ浦市農畜産物直売所の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

### 2 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	君津市農業協同組合
所 在 地	君津市塚原185番地
設立年月日	平成4年7月1日
出 資 金	26億3千713万7千円
従 業 員 数	421人
主たる業務内容	1 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ 4 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 5 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業 6 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 7 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理等 ほか

### 3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

#### (1) 事業計画等

施設の管理運営については、設置目的を確実に履行するため、生産者の出荷を促し新規作物の提案や栽培指導を行うとともに、農業体験等のイベント等の実施により、利用者と出荷者の交流の場を提供し、地産地消の推進と農家経営の安定的発展を図るものとする。

安全管理については、清掃や衛生管理を徹底し、出荷物の生産履歴記帳等を行うとともに、施設の防火設備点検や補修を実施し、利用者や出荷者が安全で快適に利用できるように努める。

さらに、施設の防災計画や防犯計画に基づき、災害等の発生時には迅速に対応するものとする。

物品の調達等については、市内事業者と優先的に交渉するなど、地域経済の活性化に寄与するとともに、従業員についても、地元雇用を優先するものとする。

#### (2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

農畜産物直売所の利用料金等は、全て指定管理者の収入とすることとし、本施設の指定管理業務に係る全ての経費はそこから支出するものとする。よって、市から指定管理料は支払わないものとする。

なお、指定管理者は、年度毎に純利益の35パーセントに相当する額を市に納入する。

### 4 指定管理者候補の選定概要について

#### (1) 募集経過の概要

市の広報紙7月1日号及び市ホームページにより、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 令和3年7月1日から同年8月27日まで

イ 応募者説明会 令和3年7月20日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 令和3年7月21日から同月27日まで

(イ) 質問件数 8件

(ウ) 回答日 令和3年8月13日(市ホームページに掲載)

エ 応募受付

(ア) 期間 令和3年8月25日から同月27日まで

(イ) 応募団体 1 団体

君津市農業協同組合

(2) 審査方法及び選定結果

10月8日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第17号。以下「指定手続条例」という。）第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた君津市農業協同組合を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市農畜産物直売所の指定管理者として指定するものである。

指定手続条例（抜粋）

（指定候補者の選定）

第5条 市長等は、第3条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。
- (3) 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。
- (4) その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。

2～4 （略）

（委員構成）

副市長（委員長）、財政部長（副委員長）、企画政策部長、総務部長、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民子育て部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者3名（自治連絡協議会選出者、商工会選出者、千葉県中小企業診断士協会選出者）

## 採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦市農畜産物直売所【公募】

応募団体：1団体（君津市農業協同組合）

	君津市農業協同組合	
	得点数	
①委員	196点	
②委員	194点	
③委員	202点	
④委員	227点	
⑤委員	192点	
⑥委員	203点	
⑦委員	196点	
⑧委員	201点	
⑨委員	211点	
⑩委員	196点	
平均点	201.80点	

### 評 価 項 目 と 配 点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	審査項目別 平均得点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るための具 体的な手法	30	30	失格	18	24	30	18.60
	② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に発揮させ、その管 理を効率的、かつ、 効果的に行うことが できるものであるこ と。 (指定手続条例第 5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び市が示し た管理の方針	20	115	0	12	16	20
イ 利用者の増加を図るための具 体的な手法	9	0	3		6	9	4.20	
ウ サービスの向上を図るための 具体的手法及び当該施設の効用 を最大限に発揮させるための手 法	31	0	17		24	31	18.80	
エ 施設の維持管理の内容、適確 性及び実現の可能性	20	失格/0	12		16	20	12.40	
オ 割戻率による市への利益の還 元	35	失格	0		29	35	0.00	
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確 に遂行するに足る 人的構成及び財産的 基礎を有するもの であること。 (指定手続条例第 5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確性及び 実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	12.40
	イ 安定的な運営が可能となる人 的能力	30		0	18	24	30	19.80
	ウ 安定的な運営が可能となる財 政的基盤	40		失格/0	24	32	40	26.20
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	7.20
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	110	失格	6	8	10	6.00
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	13.00
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.00
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	19.40
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	/	6.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	12.80
	キ その他の評価項目	10		0	6	8	10	6.20
合 計		355	355	失格	188	285	355	201.80

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。なお、配点合計は、全てを「特優（④オについては「優」）」とした場合の合計点数。

【欠落事項】ア 全委員の平均点が、審査項目の全てを「普通」とした合計点数（188点）以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数の場合。